

## 職員の特殊勤務手当の支給に関する運用基準

(平成22年3月31日付け岩警第477号警察本部長)

〔沿革〕平成23年3月岩警第263号改正

平成25年3月岩警第421号改正

平成26年3月岩警第479号改正

平成30年3月岩警第369号改正

(目的)

**第1** この基準は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号。以下「条例」という。）、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号。以下「規則」という。）及び職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号。以下「支給規則」という。）並びに技能職員等の給与に関する訓令（昭和35年警察本部訓令第26号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、警察職員の特殊勤務手当の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の範囲等)

**第2** 特殊勤務手当の額、種類、作業名及び支給範囲等は、別表のとおりとする。

(手当の取扱い等)

**第3** 特殊勤務手当は、別表に規定する支給対象職員が当該作業に従事した場合に支給するものであり、支給対象職員であっても事務処理等のみに従事した場合には、手当支給の対象とならないものである。

### 2 手当の併給禁止

(1) 特殊勤務手当を全て日額化する際に、従前月額であった手当の重複支給を防止する趣旨から、「私服作業、交通作業、白バイ運転作業、高速パト作業、パト作業、鑑識作業、内勤鑑識作業、被留置者看守作業及び警ら作業」（以下「旧月額手当」という。）については、それぞれ併給しない。

(2) 旧月額手当と特殊自動車等の運転作業は、併給しない。

(3) 同一の日において、旧月額手当作業及び特殊自動車等の運転作業に二つ以上従事した場合にあっては、その従事した作業等に係る手当のうち手当額が最も高額である手当（最も高額である手当が二つ以上ある場合には、いずれか一つの手当。）のみ支給する。

(4) 災害応急作業等手当の支給される日には、夜間特殊勤務手当は支給しない。

ただし、夜間特殊勤務手当の額が災害応急作業等手当の額を超える場合は、夜間特殊勤務手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。

### 3 手当の支給調整

(1) 私服作業手当が支給される日において、次に掲げる作業に従事した場合は、当該手当額から私服作業手当額（560円）を差し引いた額を支給する。

ア 警衛警護作業

イ 銃器犯罪捜査作業

(2) 次に掲げる作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、当該手当額の100分の60に相当する額を支給する。

ア 爆発物取締業務手当

イ 高所作業手当

- ウ 刑事作業手当のうち、特殊自動車等の運転作業及び交通整理作業
- エ 刑事作業手当のうち、特殊危険物質等処理作業の危険区域内作業  
(実績管理の方法)

**第4** 旧月額手当の実績管理は、次により行うものとする。

- (1) 職員は、旧月額手当の支給対象作業（以下「支給対象作業」という。）に従事した都度、特殊勤務手当報告書（以下「報告書」という。）に勤務実績を記入し、日々、直接の上司（警察本部にあつては課長補佐等、警察署にあつては課長等（課長代理を含む。）。以下「監督者」という。）に提出の上、勤務実績の内容等について確認を受けるものとする。
- (2) 職員は、毎月初めにおいて、前月分の支給対象作業の回数を集計の上、報告書を監督者に提出するものとする。
- (3) 監督者は、毎月初めにおいて、職員から提出された報告書の支給対象作業の回数等を確認し、取りまとめの上、所属の給与事務担当者に提出するものとする。
- (4) 給与事務担当者は、提出された報告書に基づき、刑事作業記録簿及び整理簿を作成し、所属長の確認を受けた上で、支給手続きを行うものとする。

2 報告書は、5年間保存するものとする。

(勤務記録簿の記載方法)

**第5** 勤務記録簿は、次により作成するものとする。

(1) 爆発物取締業務勤務記録簿

ア 作業（業務）内容 火薬類取締法については「(火)」と頭書きし、製造施設は「製造所」と、火薬庫は種別を付して「火薬庫」と記載するものとし、高压ガス保安法については「(ガ)」と頭書きし、種別を付して「製造所」と記載する。

(例) (火) 製造所 (火) 販売所 (火) 1級火薬庫 (火) 水蓄火薬庫  
(火) 煙火火薬庫 (火) 消費場所 (火) 廃棄場所 (火) 保管場所  
(ガ) 第1種製造所 (ガ) 第2種製造所

イ 従事時間 現実に業務に従事した時間を記載するものとする。なお、1日に複数の業務に従事した場合には、最初に業務を開始した時刻から最後に業務が終了した時刻を記載し、時間数は、それぞれの業務に従事した時間数の合計を記載する。

ウ 摘要 業務に従事した事業所を、適宜の略称を用いて記載するものとする。

(例) (株)〇〇商店、〇〇鉱業所、〇〇町〇〇石油等

エ 支給額 作業時間の時間数に応じて支給されることとなる手当額を記載する。

(2) 刑事作業勤務記録簿

ア 種目 作業の種別に応じて、次に定める記号を用いて記載し、当該種目に応じる日額を記載する。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (ア) 私服作業        | 私服   |
| (イ) 交通作業        | 交通   |
| (ウ) 白バイ作業       | 白バイ  |
| (エ) 高速パト作業      | 高速パト |
| (オ) パト作業        | パト   |
| (カ) 特殊自動車等の運転作業 | 運転   |

(キ)	鑑識作業	鑑識
(ク)	内勤鑑識作業	内勤鑑識
(ケ)	被留置者看守作業	看守
(コ)	検視官室長が行う死体処理作業	検視
		解剖立会
(カ)	検視官室長以外の警察職員が行う死体処理作業	解剖立会
		解剖補助
		通常死体
		腐乱死体
(シ)	警ら作業	警ら
(ス)	交通整理作業	整理
(セ)	爆発物処理作業	爆処理
(ソ)	呼出作業	呼出
(タ)	術科指導作業	術科
(チ)	山岳遭難救助作業	山岳
(ツ)	核物質輸送警備作業	核警備
(テ)	特殊危険物質等処理作業	直接処理
		危険区域
(ト)	警衛警護作業	行幸啓
		お成り
		警護
(ナ)	銃器犯罪捜査作業	使用犯人
		所持犯人
		使用配置
		所持配置
		張付警戒
		保護対策

イ 作業内容 作業の種目に応じ、アに定める記号を記載する。

ウ 作業時間 前号イの例により記載する。ただし、呼出作業にあつては、呼出しを受けた都度、夜間（午後9時後翌日午前5時前の間）に従事した時間を記載する。

エ 区分 規則第32条の規定が適用されるものについては、「0.6」と記載する。

オ 日額 一つの作業毎の手当の日額を記載する。

カ 支給総額 1日における日額の合計額を記載する。

(3) 夜間特殊勤務記録簿

ア 業務従事月日 2日にわたる勤務の翌日の部分の業務は、前日の業務として取り扱うものとする。

イ 業務従事時間 正規の勤務時間としての勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日午前5時前の間）において行われた業務に従事した時間を記載する。

ウ 時間数 業務に従事した時間数を記載する。

エ 支給額 規則第15条に規定する勤務時間に応じた手当額を記載する。

(4) 潜水作業勤務記録簿

- ア 作業の内容 「凶器捜索」等と簡潔に記載する。
- イ 潜水深度の区分 深度の一定しない作業にあつては、1回当たりの最高深度をもつて深度とする。時間数は、潜水器具を装着してから浮上して潜水器具を取り外すまでの時間（減圧時間は除く。）とし、各深度毎の1日の合計時間数を記載する。
- ウ 摘要 作業場所を簡潔に記載する。
- エ 実作業時間数 潜水深度の区分毎の合計実作業時間数を記載する。なお、規則第28条により10分に満たない端数を10分に切り上げた場合は、当該時間数を朱書するものとする。摘要欄には合計実作業時間数を記載する。
- オ 支給額 潜水深度の区分毎に規則第27条及び第28条の規定により算定した支給額を記載し、摘要欄には合計支給額を記載する。

（整理簿の記載方法）

第6 整理簿は、次により作成するものとする。

(1) 爆発物取締業務整理簿

爆発物取締業務の作業に従事した日数を記載する。なお、規則第32条の規定（60/100支給）が適用される場合は、当該適用が判別可能な記載をするものとする。

(2) 刑事作業手当整理簿

ア 作業日数 第5第2号に定める記号毎の作業に従事した日数を記載する。

なお、規則第32条の規定（60/100支給）が適用される場合は、当該適用が判別可能な記載をするものとする。

イ 回数 死体処理作業及び呼出作業については、第5第2号に定める記号毎の作業従事回数を記載する。

(3) 夜間特殊勤務手当整理簿

夜間特殊勤務に従事した回数を、規則第15条に規定する額別に記載する。

別表（警察職員の特殊勤務手当）

種類及び作業名	支給対象職員	手当額	備考
爆発物取締業務手当	警察職員	250円 4時間未満 150円	1 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づいて行う火薬類の製造施設若しくは火薬庫の保安検査若しくは定期自主検査の立会い又は火薬類の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所若しくは保管場所の立入検査（帳簿書類の検査を除く。） 2 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づいて行う高圧ガスの製造施設の保安検査若しくは立入検査又は高圧ガス容器の検査
用地交渉等手当	本部 会計課において勤務する職員	650円 正規の勤務時間以外 の時間に行われた場合 975円	現地における土地の取得等に係る交渉（国、地方公共団体等との交渉は除く。）等の業務
高所作業手当	警察職員	営繕工事の監督等の作業 200円 30m以上での同作業 300円 営繕工事の監督等以外の作業 220円 20m以上での同作業 320円	1 地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督等の作業 2 作業が4時間に満たない場合は、100分の60に相当する額
災害応急作業等手当	警察職員	災害警備等の作業に引き続き2	別添1 「災害応急作業等手当の

			<p>日以上従事した場合 作業1日につき 840円 人命救助の作業 840円</p> <p>著しく危険であると人事委員会が認める場合又は人事委員会が著しく危険であると認める区域内で行われた場合は、100分の100分を加算した額</p>	<p>取扱いについて」による。</p> <p>夜間特殊勤務手当との併給しない</p>
刑	<p>私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業（以下「私服作業」という。）</p>	<p>本 部 生活安全企画課、少年課、生活環境課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、機動捜査隊、公安課又は警備課において勤務する警察官及び少年補導職員</p> <p>警察署 生活安全課、刑事課又は警備課において勤務する警察官及び少年補導職員</p>	560円	<p>転用勤務の承認を受け又はこれに相当する所属長命令により左記作業に専ら従事していると認められる職員は、支給対象職員に含めることができる。（以下「旧月額手当」について同じ。）</p>
	<p>交通専務員が従事する犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業（以下「交通作業」という。）</p>	<p>本 部 交通指導課、交通機動隊又は高速道路交通警察隊において勤務する警察官</p> <p>警察署 交通課において勤務する警察官</p>	560円	

事

交通取締用自動車の特 殊自動車 の運 転 作 業	白バイ運転作業（以下「白バイ作業」という。）	本 部	交通機動隊において勤務する警察官	560円	
	パトロールカー一運転作業(以下高速道路交通警察隊における作業は「高速パト作業」、その他については「パト作業」という。)	本 部	高速道路交通警察隊において勤務する警察官	560円	
		本 部 警察署	地域課自動車警ら隊、交通機動隊又は機動隊において勤務する警察官 地域課又は交通課において勤務する警察官	420円	警ら用無線自動車の運転業務に専ら従事する職員に限る。
	特殊自動車の運 転 作 業	警察職員		420円 4時間未満 252円	1 犯罪の捜査、被疑者の逮捕、護送又は治安若しくは災害の警備等のため特殊自動車を運転する作業（交通取締用自動車及び小型警ら車の運転を除く。） 2 旧月額手当と併給しない。
	犯罪鑑識作業（犯罪現場における作業に限る。以下「鑑識作業」という。）	本 部 警察署	鑑識課又は科学捜査研究所において勤務する職員 刑事課において勤務する警察官	560円	
	犯罪鑑識作業（犯罪現場以外の作業。以下「内勤鑑識作業」という。）	本 部 警察署	鑑識課又は科学捜査研究所において勤務する職員 刑事課において勤務する警察官	280円	電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入出力作業を除く。
	被留置者看守作業	本 部	警務課において勤	340円	刑事被告人（法令によ

作        業		務する警察官 警察署 警務課又は留置管理課において勤務する警察官及び警察署長があらかじめ看守補助者として指名した職員		り拘禁保護された者を含む。)を看守又は護送する作業
	死体処理作業	検視官室長	検視又は解剖立会作業 1 回につき 3,200円	別添 2 「死体処理作業の取扱いについて」による。
		検視官室長以外の警察職員	作業 1 回につき 解剖立会又は解剖補助 3,200円 通常死体 1,600円 腐乱死体 3,200円	
	警ら作業	本 部 地域課において勤務する警察官 警察署 署所在地、交番、駐在所等において勤務する警察官	340円	警ら用無線自動車及び船舶による警らを除く。
	交通整理作業	本 部 交通部において勤務する警察官 警察署 地域課又は交通課において勤務する警察官	310円 4 時間未満 186円	1 地域警察官及び交通警察官が行う交通整理作業 2 地域警察官が行う交通検問及び交通事故処理の作業
	爆発物処理作業	警察職員	5,200円	別添 3 「爆発物処理作業の取扱いについて」による。
	条例第10条の2第1項第10号に規定する作業(以下「呼	警察職員	夜間における作業 1 回につき 1,240円	別添 4 「呼出作業の取扱いについて」による。



	出作業」という。)			
	術科訓練の指導で 人事委員会の定め るもの（以下「術 科指導作業」とい う。）	警察職員	230円	寒けい古、暑中けい古、 県大会けい古、ブロック 大会けい古及び招集日け い古の柔道、剣道又は逮 捕術の指導作業
	山岳における遭難 者の捜索救助作業 （以下「山岳遭難 救助作業」とい う。）	警察職員	540円	別添 5 「山岳遭難救助作業の取 扱いについて」による。
	核物質の輸送警備 作業で人事委員会 の定めるもの（以 下「核物質輸送警 備作業」という。）	警察職員	640円	別添 6 「核物質輸送警備作業の 取扱いについて」による。
	条例第10条の2第 1項第14号に規定 する作業（以下「特 殊危険物質等処理 作業」という。）	警察職員	①直接処理作業 2,600円 （心身に著しく 負担を与えると 人事委員会が認 める場合 4,600円） ②危険区域内作 業 250円	別添 7 「特殊危険物質等処理作 業の取扱いについて」に よる。 ②の作業が4時間に満 たない場合は、100分の6 0に相当する額
手	警衛又は警護の作 業で人事委員会の 定めるもの（以下 「警衛警護作業」 という。）	警察職員	640円 （天皇、皇后、 皇太子、皇太子 妃、文仁親王及 び悠仁親王の側 近警衛の場合 1,150円） ただし、同一の 日に私服作業手 当が支給される 場合は、560円	側近警衛又は身辺警護 の業務に従事した場合に 限られる。

			を差し引いた額	
当	銃器犯罪捜査作業 で人事委員会の定めるもの(以下「銃器犯罪捜査作業」という。)	警察職員	<p>①銃器を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等 1,640円 同作業に付随する固定配置 1,100円</p> <p>②銃器を所持する犯人の逮捕 1,100円 同作業に付随する固定配置 (銃器を使用した犯人の逮捕作業に限る。) 820円</p> <p>③銃器使用暴力団対立抗争事件に伴う張付け警戒 820円</p> <p>④暴力団等による保護対象者に対する身辺・固定警戒 820円</p> <p>ただし、同一の日に私服作業手当が支給される場合は、560円を差し引いた額</p>	別添8 「銃器犯罪捜査作業の取扱いについて」による。
	夜間特殊勤務手当	警察職員	<p>深夜における勤務時間が2時間未満 410円 2時間以上5時間以下 730円 5時間超</p>	1 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後から翌日の午前5時前の間をいう)において行われる業務

		1,100円	2 災害応急作業等手当との併給しない
航空手当	警察職員	搭乗1時間につき 操縦士 5,100円 整備士 2,200円 その他の搭乗員 1,900円 降下加算 1日につき 870円	別添9「航空手当の取扱いについて」による。
航海手当	警備船の乗組員	1 航海が引続き7時間45分を超える場合 船長、機関長及び班長 540円 その他の乗組員 430円 2 航海が7時間45分以内の場合 一律370円	岩手県警察用船舶の管理及び運用要領（平成16年6月1日制定）第6第2項の活動のうち警備船に乗船しての作業
潜水手当	警察職員	作業1時間につき 深度20mまで 310円 深度30mまで 780円 深度30mを超えるとき 1,500円	潜水器具を着用して潜水作業に従事した場合（訓練を除く。）に限る。

## 別添 1

### 災害応急作業等手当の取扱いについて

条例第9条の17に規定する災害応急作業等手当は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給要件等

##### (1) 支給対象事案

異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）により重大な災害が発生し警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故（火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、船舶の沈没、建築物等の崩壊その他これらに類するもの。）により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合

##### (2) 支給対象作業

ア 災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業（以下「災害警備等の作業」という。）に引き続き2日以上従事した場合の当該作業

イ 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの

（人事委員会が認めるものとは、事案発生時に人事委員会と協議して決定することとなる。）

##### (3) 支給対象職員

警察職員

##### (4) 手当額

作業1日につき840円

##### (5) 手当額の加算

次の場合に、手当額が100分の100加算される。

ア 作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合

前記1(2)アの作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合であって人事委員会と協議して認められたもの。

（注）加算される日（作業）は、人命救助の作業に従事している日に限られる。

イ 作業が著しく危険であると人事委員会が認める区域で行われた場合

災害対策基本法、大規模地震対策措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。以下「立入禁止区域等」という。）であって人事委員会が認めるもの。

（注）立入禁止区域等での作業で手当額が100分の100加算されるのは、前記1(2)アの作業に引き続き2日以上従事した災害警備等の作業であって、前記1(2)イの1日だけの人命救助の作業は加算対象とならない。

##### (6) 対象作業別の手当額等

対象作業別の手当額等を図示すると次のとおりとなる。

○ 災害警備等の作業

1 日 目 ×	2 日 目
840円	840円

- ・ 1日のみ作業に従事
- ・ 引き続き2日以上作業に従事

○ 人命救助の作業

1 日 目	2 日 目
840円	
1,680円	1,680円

- ・ 1日のみ人命救助に従事
- ・ 引き続き2日以上人命救助に従事

○ 災害警備等の作業+人命救助の作業

1 日 目	2 日 目
1,680円 (人命救助)	1,680円 (災害警備等)

- ・ 1日目は人命救助に2日目は災害警備等の作業に従事

○ 立入禁止区域等での作業

1 日 目 ×	2 日 目
(災害警備等)	
840円 (人命救助)	
1,680円	840円 (その他の区域)
(災害警備等)	(災害警備等)
1,680円	1,680円 (その他の区域)
(災害警備等)	(人命救助)
1,680円	840円 (その他の区域)
(人命救助)	(災害警備等)

- ・ 1日のみ災害警備等の作業に従事
- ・ 1日のみ人命救助に従事
- ・ 1日目は立入禁止区域等で2日目はその他の区域で災害警備等の作業に従事
- ・ 1日目は立入禁止区域等で災害警備等の作業に2日目はその他の区域で人命救助に従事
- ・ 1日目は立入禁止区域等で人命救助に2日目はその他の区域で災害警備等の作業に従事

(7) 夜間特殊勤務手当との併給禁止

災害応急作業等手当の支給される日には、夜間特殊勤務手当は支給しない。

ただし、夜間特殊勤務手当の額が災害応急作業等手当の額を超える場合は、夜間特殊勤務手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。

2 記録簿及び整理簿の取扱い

(1) 記録簿の記載方法

ア 作業（業務）内容は、「災害警備活動」、「遭難救助活動」、「鑑識活動」等と記載する。

イ 手当額が加算支給された場合には、摘要欄にその理由を簡記すること。

(例) 危険区域内作業、人命救助作業

(2) 整理簿の作成

別紙様式「災害応急作業等手当整理簿」を備え付け、作業従事職員を確実に把握し、手当支給の適正を期するものとする。

別紙様式

災害応急作業等手当整理簿

所属長確認印		所 属 名 _____				
発 生 日 時	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分					
従 事 場 所 (発生場所)						
従 事 事 案 名						
災害応急作業等に従事した職員						
職名	氏 名	従 事 日 時	作業日数	従事内容	支給額	備 考
		自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日		円	
		自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日		円	
		自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日		円	
計					円	

## 別添 2

### 死体処理作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第6号に規定する死体処理作業は、次により運用する。

#### 記

#### 1 趣旨

この作業は、刑事訴訟法による検視、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律による調査若しくは犯罪捜査手続による死体の取扱い又は戸籍法による検視のため、人の死体を直接処理する作業をいう。

#### 2 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員（検視官室長を除く。）以外の警察職員。

#### 3 手当額

- |                              |           |        |
|------------------------------|-----------|--------|
| (1) 検視官室長が行う検視及び解剖立会の作業      | (作業1回につき) | 3,200円 |
| (2) 検視官室長以外の警察職員が行う死体処理作業    |           |        |
| ア 解剖立会又は解剖補助の作業              | (作業1回につき) | 3,200円 |
| イ 通常死体（ウの腐乱死体以外の死体をいう。）に係る作業 | (作業1回につき) | 1,600円 |
| ウ 腐乱死体に係る作業                  | (作業1回につき) | 3,200円 |
- 腐乱死体とは、損傷の著しい次の状態の死体とする。
- (ア) 電車等の軌道事故の死体のうち、手足又は頭部、腹部等が轢断された死体及び轢断に至らないが衝撃により臓器等が飛び出している等の死体
  - (イ) 航空機の墜落事故の死体（外部所見で損傷の程度が軽度な死体を除く。）
  - (ウ) 交通事故による死体のうち、頭部挫滅又は腹部から臓器が大量に飛び出している死体及び衝撃で原形をとどめない位に損傷した死体
  - (エ) 溺死体等のうち腐乱が進行して手足の皮膚が容易に剥がれる状態の死体
  - (オ) 焼死体（煙等による窒息死で、焼きただれていない死体を除く。）
  - (カ) 埋没死体及び死亡後の時間の経過により腐敗が進行し、皮膚が容易に剥がれる状態及びこの状態により更に死後経過が進行した死体
  - (キ) その他、犯罪死、非犯罪死のいかんを問わず腐敗が進行した死体又は創傷が著しい死体。ただし、死後相当期間が経過しているような白骨死体等で悪臭もなく、取扱いに不快感が認められない死体を除く。

#### 4 支給上の留意事項

- (1) 死体のある場所に赴いても専ら現場保存のための業務に従事した場合、写真撮影にのみ従事した場合及び現実に見分等はしないで記録の記載作成にのみ従事した場合等は支給対象としない。ただし、検視等の必要から、例えば、水死体の引き上げ作業、死体の搬送作業に従事した場合等で、手の触れる等物理的な作用を直接死体に及ぼす行為があれば支給の対象とされるものである。
- (2) 死体には、着衣や服飾品等死体に付随すると認められるものも含まれるが、死体から分離された後の着衣及び服飾品等は付属するものとは認められない。
- (3) 検視官室長に支給する手当の額は、通常死体、腐乱死体を問わず同額とし、同一の日において検視作業に引き続いて解剖立会作業を行った場合においても、作業ごとに

手当を支給するものとする。ただし、死体1体につき、作業それぞれ1回を限度とする。

- (4) 検視官室長以外の警察職員に支給する手当の額は、同一の日において異なる作業を引き続いて行った場合においても、作業ごとに手当を支給するものとする。ただし、死体1体につき、作業それぞれ1回を限度とする。
- (5) 解剖補助作業には、死体に触れない記録作業及び写真撮影作業は支給の対象としない。



## 別添 3

### 爆発物処理作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第9号に規定する爆発物処理作業は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給対象職員

次に掲げる職員（給料の特別調整額を支給されている職員を除く。）が、下記2のいずれかの作業に従事した場合に支給する。

- (1) 昭和50年5月26日付け例規通達「岩手県警察爆発物処理班等設置要綱」により爆発物処理班、最終処理班及び警察署識別班の班員として指定を受けた者
- (2) 緊急を要する場合において前号の代替又は補助班員として爆発物処理班指揮官若しくは接近指揮官の指示を受けた者
- (3) 周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合において危険をおかして爆発物容疑物件の処理作業を行った者

#### 2 支給対象作業

爆発物容疑物件（以下「容疑物件」という。）に接近して行う次の作業とする。

- (1) 金属探知器、音波探知機等による容疑物件の種類等の識別及び認定等の作業
- (2) 危険防止のため防爆甲マットによる容疑物件の被覆作業又は周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業
- (3) 容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影、透視等の作業
- (4) 容疑物件の処理筒への収納作業及び搬送作業
- (5) 容疑物件の解体又は爆破等のため特に危険な作業

（注）ア 通報等に基づく容疑物件の検索及び立入禁止、警戒線の設置、交通しゃ断、避難誘導等の作業は含まない。

イ (3)及び(4)の作業には、爆発物処理用具 I 型等の操作及び爆発物処理車の運転作業を含む。

#### 3 手当額

処理作業1日について5,200円であり、従事時間の長短にかかわらず支給されるものである。なお、1日において二つ以上の容疑物件を処理した場合においても手当額は、5,200円である。

## 別添 4

### 呼出作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第10号に規定する呼出作業は、次により運用する。

#### 記

#### 1 規則の用語の意義

- (1) 「突発的に発生した作業」とは、突発的に発生した事件、事故等で緊急に処理を要する警察業務のすべてであって
  - ア 犯罪の捜査（犯罪鑑識を含む。）
  - イ 災害警備
  - ウ 交通の事件、事故（交通整理を含む。）
  - エ 爆発物の処理
  - オ 集団不法事案等の作業をいう。
- (2) 「緊急の呼出し」とは、岩手県警察非常招集に関する訓令に基づく非常招集（主に緊急配備）及び専門の知識、技能を必要とするため職務命令により出署させる等、事案の重大性その他の事由で緊急に当該事案を処理するための呼出しをいう。
- (3) 「勤務公署」とは、職員が職務を遂行する場所で、通常の場合は職員が勤務する公署（駐在所、交番で宿舎が併設されているところにあつては、執務時間外は公舎とみなす。）をいう。

なお、研修会場、レクリエーション行事（任命権者等の支配管理下にあつて実施されたものに限る。）の実施場所又は地方公務員法第42条に規定する健康診断が行われる場所等もこれに該当する。

- (4) 「これに準ずる場所」とは、正規の勤務時間に引き続いて又は引き続かないが、時間外勤務することを命じられ、犯罪の捜査、交通の取締り、一斉検問、警戒警備、その他の業務で勤務公署以外のところにおいて勤務又は待機中の場所をいう。

#### 2 支給要件等

##### (1) 支給事由

警察職員が突発的に発生した作業に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しを受けて勤務を命ぜられ、夜間において当該作業に従事した場合とする。

なお、当該事案が事前に予測し、あらかじめ計画されている呼出し又は訓練招集のための呼出しは含まれないこと。

##### (2) 支給対象作業

支給対象となる業務は、1の(1)各号に掲げる作業のうち、突発的に発生し緊急に処理を要すると所属長が認めた事件事故等の業務に従事した場合に限るものとする。

したがって、上記事件等に直接関連しない業務（たとえば、宿日直勤務の補充及び一般的な事務処理等）は対象外となる。駐在所、交番で宿舎が併設されている公署に勤務する職員の呼出しについては、1の(2)による緊急の呼出しを受けた場合又はこれと同様であると所属長が認めた場合に限るものとし、単なる所管区内の軽易な通常の業務の範囲にあるとみなされる事件事故等の処理は含まれないものである。

(3) 支給対象時間

呼出作業手当の支給対象となる時間は、当該事件、事故等により呼出しを受け、その業務に従事した時間帯の一部又は全部が夜間（午後9時後翌日午前5時前の間）であるものに限られる。したがって、午後9時又は午前5時は夜間には含まれないものである。

また、呼出作業に従事した時間、いわゆる作業開始から終了までの時間帯のとりえ方は、現実には事件事故等の現場において対象作業した時間帯に限らず、呼出しを受けて当該事件事故等の処理のために直接又は間接的勤務についての時間帯（出署して超過勤務の対象となる時間帯）とする。

(4) 手当額

作業1回につき1,240円

(5) 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員以外の警察職員

3 呼出簿の備付等

(1) 刑事作業手当の勤務記録簿（支給規則第16条に定める帳簿）の記録のため、別紙様式「呼出簿」を備え付け、呼出状況を確実に把握し、手当支給の適正を期するものとする。

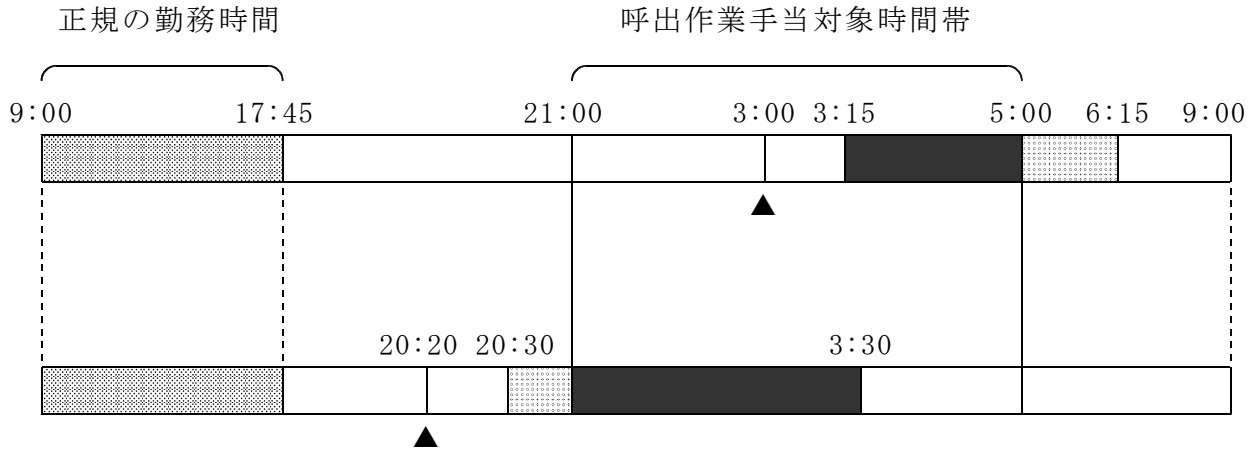
(2) 所属長は、呼出簿を5年間保管するものとする。



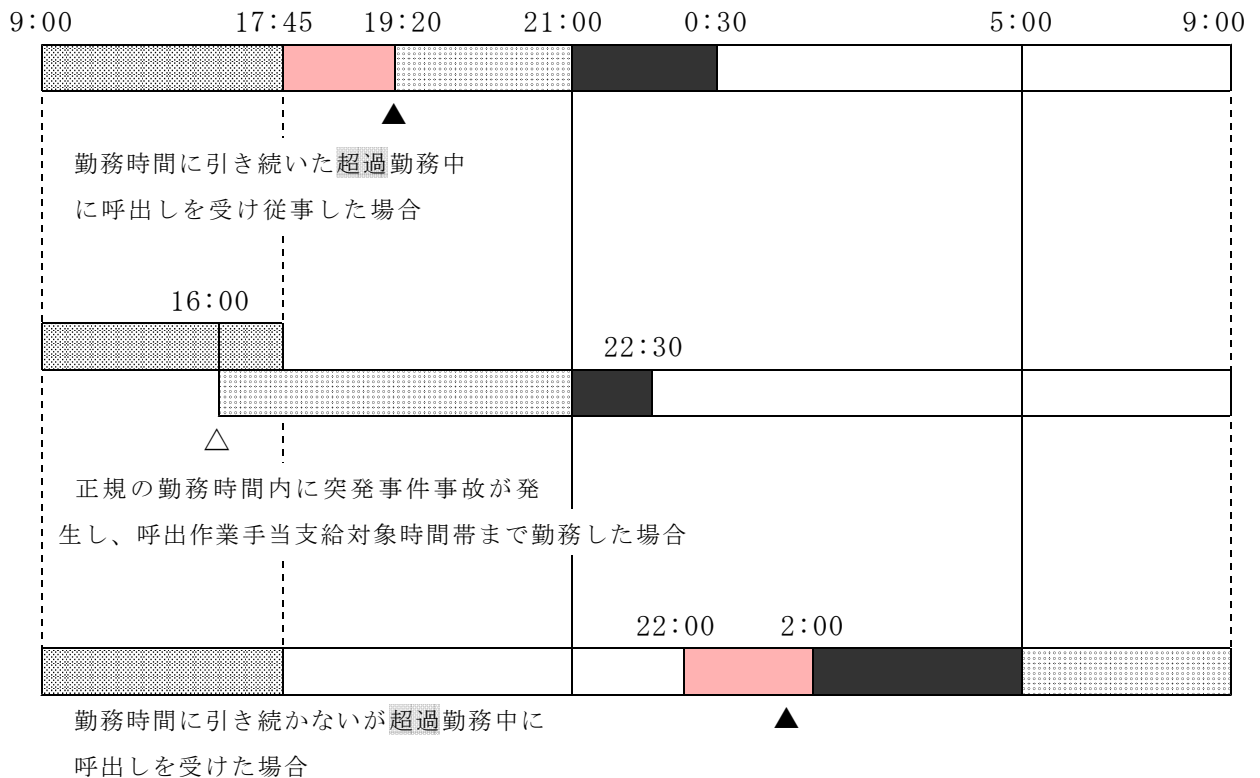
参考

呼出手当支給対象事例及びその支給上の取扱方法

◎呼出作業手当支給できる場合



◎呼出作業手当支給できない場合



◎支給の例

呼出の事例		手当の支給方法	
正規の勤務時間	支給対象時間	支給区分 (○印支給)	事由
9:00 ~ 17:45	21:00 ~ 5:00		
		○	
		○	
		○	
		×	支給対象時間外
← (公休)  (公休) →		×	支給対象時間外
← (非番日)  (公休) →		○	
		○	

凡		正規の勤務時間帯
		超過勤務時間帯
		突発事案処理に従事した時間のうち「夜間」以外の時間帯
		「夜間」の呼出手当支給対象時間帯
		勤務公署又はこれに準ずる場所以外における時間帯
例	▲	呼出しを受けた時点
	△	突発事故発生時点

## 別添5

### 山岳遭難救助作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第12号に規定する山岳遭難救助作業手当は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給対象作業

- (1) 風雨、風雪、雷雨、強風、積雪、濃霧等の状況下において行う遭難者の救助及び捜索の作業
- (2) 雪崩、噴火、落石、崖くずれ、滑落、転落等のおそれがある状況下において行う遭難者の救助及び捜索の作業
- (3) ザイル、ハーケン、カラビナ、アイゼン、ピッケル、かんじき又は縄ばしご等の特殊な装備を使用して行う遭難者の救助及び捜索の作業
- (4) 遭難現場等においてビバークをして行う遭難者の救助及び捜索の作業
- (5) その他これらの作業に準ずると認められる作業

#### 2 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員以外の警察職員

#### 3 手当額

作業1日につき540円

別添 6

核物質輸送警備作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第13号に規定する核物質輸送警備作業は、次により運用する。

記

1 支給対象作業

核物質の輸送車両に追従又は先導して行う核物質の輸送警備業務のうち、下記2の支給要件を満たすものが、支給対象となるものである。

2 支給要件

- (1) 輸送警備の対象となる「核物質」とは、核物質の防護に関する条約（昭和63年条約第6号）付属書1の2（b）に規定する第1群の核物質に限るものであること。
- (2) 核物質を輸送する場合において、当該車両に追従又は先導等の形態により、車列の一員として警備に従事している場合に限ること。従って、沿道警戒、サービスエリア、ジャンクション等における固定警戒、車列を離れて行う遊撃警戒等に従事した場合には支給対象としない。

3 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員以外の警察職員

4 手当額

1日につき640円

(参考)

核物質の防護に関する条約（昭和63年条約第6号）付属書に定める核物質の区分表（抄）

核物質	形態	第1群	第2群	第3群
プルトニウム	未照射（注）	2 kg以上	500gを超え 2 kg未満	15gを超え 500g以下
ウラン235	未照射（注） ウラン235の濃縮度が20%以上のウラン	5 kg以上	1 kgを超え 5 kg未満	15gを超え 1 kg以下
	未照射（注） ウラン235の濃縮度が10%以上20%未満のウラン		10kg以上	1 kgを超え 10kg以下
	未照射（注） ウラン235の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え10%未満のウラン			10kg以上
ウラン233	未照射（注）	2 kg以上	500gを超え 2 kg未満	15gを超え 500g以下

(注) 未照射とは、原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合に、この核物質からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり100ラド以下であるものをいう。



## 別添 7

### 特殊危険物質等処理作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第14号に規定する特殊危険物質等処理作業は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員以外の警察職員

#### 2 特殊危険物質の定義

- (1) 「特殊危険物質」とは、サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。
- (2) 「特殊危険物質等」とは、「特殊危険物質」及び「その疑いのある物質」をいう。

#### 3 支給対象作業

- (1) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業及び容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業（特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがある場合に限る。）
- (2) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（(1)に掲げる処理作業を除く。）

#### 4 手当額

- (1) 前記3の(1)の作業 作業1日につき2,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては4,600円）  
（注） 心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業とは、特殊危険物質が発散又は漏洩している場合又はそのおそれがある場合の前記3の(1)処理作業をいう。
- (2) 前記3の(2)の作業 作業1日につき250円（当該作業に従事した時間が4時間未満の場合は、規則第32条の規定により、当該手当額の100分の60に相当する額とする。）
- (3) 同一の日に、前記3の(1)及び(2)の作業に従事した場合には、(2)の作業に係る手当は支給しない。

## 別添 8

### 銃器犯罪捜査作業の取扱いについて

条例第10条の2第1項第16号に規定する銃器犯罪捜査作業は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給対象職員

給料の特別調整額を支給されている職員以外の警察職員

#### 2 支給対象作業

「防弾装備を着装し、武器を携帯して」行われる次の作業とする

##### (1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業

ア 犯罪現場における現行犯逮捕（準現行犯を含む）の作業

イ 人質たてこもり事件における人質救出及び当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得作業

##### (2) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業

ア 銃器を使用した犯人及び銃器を所持している犯人の逮捕作業

イ ただし、銃器の所持犯罪については、犯人が銃器の収集を趣味とするような、いわゆる「ガンマニア」である場合を除く。

##### (3) (1)及び(2)の作業に付随して行われる固定配置の作業（(2)の場合にあっては、銃器を使用した犯人の逮捕に限る。）

ア 配置された場所が、当該現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が所持する銃器の有効射程範囲内にある場合

イ 犯罪現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導、広報の業務を除く。

##### (4) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒業務

ア 対立抗争事件を起こしている暴力団の組事務所及び暴力団幹部宅の直近において行われる張付け警戒に従事した場合

イ 固定配置の形態により行われるものに限り、通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒を除く。

##### (5) 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策業務（「暴力団対策関係者等に対する保護対策実施要綱の制定について（例規）」（平成24年3月8日付け岩刑事第20号、岩警務第8号、岩生安第16号、岩交通第19号、岩警備第14号）第2の3（1）に定める「身辺警戒体制」、（2）に定める「固定警戒体制」に従事した場合）

#### 3 手当額

(1) 前記2の(1)の作業 1日 1,640円

(2) 前記2の(2)の作業 1日 1,100円

(3) 前記2の(3)の作業 1日 820円

（ただし、前記2の(1)に付随して行われる場合にあつては、1,100円）

(4) 前記 2 の (4) の作業 1 日 820円

(5) 前記 2 の (5) の作業 1 日 820円

#### 4 併給調整

(1) 私服作業手当が支給される日において上記作業に従事した場合は、当該銃器犯罪捜査作業手当の額から私服作業手当額（560円）を差し引いて、次のとおり支給する。

ア 前記 2 の (1) の作業 1 日 1,080円

イ 前記 2 の (2) の作業 1 日 540円

ウ 前記 2 の (3) の作業 1 日 260円

（ただし、前記 2 の (1) に付随して行われる場合にあっては、540円）

エ 前記 2 の (4) の作業 1 日 260円

オ 前記 2 の (5) の作業 1 日 260円

(2) 併給調整が行われた場合、刑事作業勤務記録簿の「日額」欄には、調整後の金額記載すること。

## 別添 9

### 航空手当の取扱いについて

条例第11条の2に規定する航空手当は、次により運用する。

#### 記

#### 1 支給対象職員

この手当は、次の業務に従事した職員に対して支給する。

#### 2 支給対象業務

回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）に搭乗して行う次の業務とする。

- (1) 操縦業務
- (2) 整備業務
- (3) 捜索救難、犯罪の捜査、警備又は交通の取締り業務
- (4) 緊急医療、非常災害対策その他人事委員会が定める業務

#### 3 支給対象時間

ヘリコプターが、離陸の目的で発進した時から着陸をして停止した時までの間とする。

#### 4 手当額

- (1) 搭乗した時間1時間につき、次の手当額とする。

ア 操縦士	5,100円
イ 整備士	2,200円
ウ 前記以外の職員	1,900円

- (2) 搭乗して行う業務が次に掲げる場合は、前号にかかわらず、搭乗した時間1時間につき、次の手当額とする。

##### ア 業務名

- (ア) 夜間（日没から日の出までの間）における業務
- (イ) 100キロメートル以上又は30分以上にわたる海上捜索業務
- (ウ) ホバリングをして行うつり上げ救助業務
- (エ) 危険又は困難の程度が(ア)、(イ)及び(ウ)に準ずると人事委員会が認める業務

##### イ 手当額

(ア) 操縦士	6,630円
(イ) 整備士	2,860円
(ウ) 前記以外の職員	2,470円

- (3) 1箇月の搭乗時間数の合計に、1時間に満たない端数があるときは、前記の手当額（(1)及び(2)の額）に当該端数時間数を60で除した数を乗じて得た額とする。

- (4) 前記2の(3)及び(4)の業務のため、飛行中のヘリコプターから降下した日がある場合にあつては、搭乗して行う業務に対して支給される手当額（前記の4の(1)又は(2)の額）に、降下した日1日につき870円を加算して支給する。

#### 5 勤務記録簿の記載方法

- (1) 業務内容

- ア 操縦業務は「操縦」と記載すること。
- イ 整備業務は「整備」と記載すること。
- ウ 前記2の(3)及び(4)の業務は、飛行目的によりそれぞれの業務名を記載すること。

(例) 「搜索」「捜査」「交通取締」「災害」

(2) 従事時間及び時間数

ヘリコプターが発進した時から着陸をして停止した時までの時間及び時間数を記載する。この場合、1日に2回以上搭乗した場合の従事時間は、最初の発進した時刻を始期とし、最後の飛行を終了して着陸し、停止した時刻を終期とすること。また、時間数は、当該2以上の個々の搭乗した時間数の合計とすること。

(3) 1項、3項及び4項業務の区分

区 分	業 務 内 容
1 項 業 務	条例第11条の2第1項各号に規定する業務（前記2の業務）
3 項 業 務	条例第11条の2第3項に規定する業務（前記4の(2)の業務）
4 項 業 務	条例第11条の2第4項に規定する業務（前記4の(4)の業務）

6 ヘリコプター搭乗証明書

前記2の(3)及び(4)の業務で搭乗した場合は、別紙搭乗証明書を交付する。交付された搭乗証明書は、勤務記録簿に添付しておくものとする。

別紙様式

ヘリコプター搭乗証明書（ 月分）  
所属名

月 日	搭 乗 者		業務内容	1 項業務		3 項業務		4 項業務
	階級	氏 名		従事時間	時間数	従事時間	時間数	従事時間

上記のとおり搭乗したことを証明する。

年 月 日

生活安全部地域課長

